

東日本大震災に伴う入札・契約制度の特例措置の終了等について

平成27年3月30日
水道事業所
水道管理課出納管財係

水道事業所では、震災の早期復旧・復興を実現するために入札・契約制度に特例措置等を設け運用してまいりましたが、市内における災害復旧工事が減少したことから、下記の特例措置等について見直しを行いましたのでお知らせします。

なお、今回終了する制度等については、対象を震災の災害復旧工事等に限定していたもの等となっています。

また、継続とした措置等については適用期限を1年間延長し、平成28年3月31日までとします。

【終了・廃止する制度】 終了期日は、平成27年3月31日

- ① 配置技術者の雇用要件の緩和措置
- ② 見積期間の短縮措置
- ③ 入札中止・不調案件に係る随意契約及び市外業者発注措置
- ④ 建設関連業務、委託業務等、物品の製造請負・購入に係る1社応札の執行措置
- ⑤ 請負者が着手日を指定できる工事(フレックス工事)

【継続する制度】 適用期限を平成28年3月31日までとする。

- ① 建設工事の3回入札の執行
- ② 建設工事の指名競争入札での1社入札の執行
- ③ 主任技術者の専任要件の緩和措置
- ④ 現場代理人の兼務の特例措置